

広島県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市南畑敷町、同市四拾貫町及び同市後山町地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十四年政令第八十四号）で定める事項
	段（一二三） 五五―二	急傾斜地の崩壊	段（一二三） 五五―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	段（一二三） 五五―三	急傾斜地の崩壊	段（一二三） 五五―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	段（一二三） 五五―四	急傾斜地の崩壊	段（一二三） 五五―四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	掛原（四四） 九―二	急傾斜地の崩壊	掛原（四四） 九―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	掛原（四四） 九―一	急傾斜地の崩壊	掛原（四四） 九―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	掛原（四四） 九―三	急傾斜地の崩壊	掛原（四四） 九―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	掛原（四四） 九―四	急傾斜地の崩壊	掛原（四四） 九―四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	黄幡（四四） 九―五	急傾斜地の崩壊	黄幡（四四） 九―五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

四拾貫川（五〇八一隣） e)	土石流	次の図のとおり	四拾貫川（五〇八一隣） e)	土石流	次の図のとおり
掛原（五一四五）	土石流	次の図のとおり	掛原（五一四五）	土石流	次の図のとおり
掛原（五一四五隣a）	土石流	次の図のとおり	掛原（五一四五隣a）	土石流	次の図のとおり
掛原（五一四五隣b）	土石流	次の図のとおり	掛原（五一四五隣b）	土石流	次の図のとおり
掛原（五一四五隣c）	土石流	次の図のとおり	掛原（五一四五隣c）	土石流	次の図のとおり
本郷川（一五二隣一五）	土石流	次の図のとおり	本郷川（一五二隣一五）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。